

多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業 に関する審査基準書

1. 審査方針

多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業における事業者選定のための審査は、多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業に係る審査委員会（以下「審査会」という。）において、次の視点により行う。

2. 第一次（書類）審査の進め方

第一次（書類）審査は、企画提案、提案の実現能力・体制について審査会が書類選考を行い、提案価格、参加事業者の過去の実績及び財務状況については事務局が書類選考を行う。

（1）審査項目等 1,200点満点

	審査項目及び配点	審査事項
1	企画提案 (600点満点) ※審査員一人につき 100点満点	<ul style="list-style-type: none">① 実施方針、システム構成図等に具体性及び妥当性があるか。② 太陽光発電設備容量 (kW)、パワーコンディショナ最大定格出力 (kW) に関する具体的提案があるか。③ 蓄電池設備出力 (kW)、蓄電池設備容量 (kWh) に関する具体提案があるか。設置の考え方方に工夫はあるか。④ 二酸化炭素排出量 (t-CO₂) の削減量が大きい提案となっているか。日射量等を考慮した発電量など妥当なシミュレーションとなっているか。⑤ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法 (架台等)、設備仕様、単位面積当たりの重量は妥当か。⑥ 荷重 (風圧、積雪、地震等) に耐えうる構造か。また、台風等の気象条件への耐久性、反射光による光害対策は妥当か。⑦ 災害等、非常時利用の内容について、実用性の高い提案がされているか。
2	提案の実現能力・体制 (390点満点) ※審査員一人につき 65点満点	<ul style="list-style-type: none">① 実施体制、施工スケジュールは妥当か。② 市内事業者を活用する提案となっているか。③ 維持管理・メンテナンス等の計画、実施体制は妥当か。④ 事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。
3	提案価格 (リース金額) (150点満点)	リース料金の合計額が契約目途額（上限額）の合計額に対して安価か。
4	参加事業者の過去実績 (30点満点)	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか。
5	財務状況 (30点満点)	財務状況について、経営状況、資金調達等に問題がないか。

(2) 審査方法

上記審査項目について、書面にて審査を行い、点数をつける（審査員一人につき、165点満点とする）。各評価の得点の合計点が最低基準点（満点の5割）を上回った者のうち、得点が高い順にランク付けを行い、上位3者を第一次審査通過者に選定する。また、第一次審査通過者以外で最も得点の高かった者のうち、最低基準点を上回った者を第一次審査の次席者とし、第一次審査通過者の中から辞退などにより欠員が出たときに第二次審査に進むものとする。

なお、同点の場合でランク付けを明確にする必要がある場合は、審査員の投票で決する。投票においても同数の場合は、委員長により決する。

(3) 評価基準書

審査 項目	審査 事項	評価及び得点				
		A とても良い	B 良い	C 概ね妥当	D やや不十分	E 不十分
1	①	10点	7.5点	5点	2.5点	0点
	②	10点	7.5点	5点	2.5点	0点
	③	10点	7.5点	5点	2.5点	0点
	④	20点	15点	10点	5点	0点
	⑤	20点	15点	10点	5点	0点
	⑥	20点	15点	10点	5点	0点
	⑦	10点	7.5点	5点	2.5点	0点
2	①	10点	7.5点	5点	2.5点	0点
	②	25点	20点	12.5点	5点	0点
	③	20点	15点	10点	5点	0点
	④	10点	7.5点	5点	2.5点	0点
3	①	下記(4)のとおり（150点満点）				
4	①	下記(5)のとおり（30点満点）				
5	①	下記(6)のとおり（30点満点）				

(4) 提案価格における評価基準

提案価格は、以下の方法にて評価及び得点を算定する。なお、契約目途額を上回る見積金額を提出した事業者は失格とする。

$$\text{落札率} = \text{見積金額（税抜）} \div \text{契約目途額} : 21,094,000 \text{円（税抜）}$$

$$\text{得点} = (1 - \text{落札率}) \times 600$$

※ 落札率が、「0.75」を下回る場合は、「0.75」として算定するものとする。なお、落札率は小数点第三位を四捨五入する。

(5) 参加事業者の過去実績における評価基準

参加事業者の過去実績	得点
過去5年間の業務実績が4自治体以上	30点
過去5年間の業務実績が3自治体	20点
過去5年間の業務実績が2自治体	10点
過去5年間の業務実績が1自治体	5点
過去5年間の業務実績なし	0点

※ 上記における過去5年の間の受託実績とは、令和3年1月1日から令和7年12月31日の間に完了した業務を対象とする。

※ 上記における業務実績とは、公共施設太陽光発電設備等導入業務（申請者のリース実績、構成員の業務実績どちらでも可）のうち、契約金額5,000,000円（税抜）以上の契約のみを対象とする。

(6) 財務状況における評価基準

財務状況			得点
自己資本比率	流動比率	営業比率・経常利益率	
≥30%	≥1.0倍	≥5%	30点
20%～29%	0.8倍～0.99倍	3%～4.9%	20点
10%～19%	0.6倍～0.79倍	1%～2.9%	10点
5%～9%	0.4倍～0.59倍	-1%～0.9% (赤字含む)	5点
<5%またはマイナス	<0.4倍	<-1% (赤字が大きい)	0点

※ 自己資本比率、流動比率及び営業比率・経常利益率のすべての条件（同列の条件）を満たした場合のみ、その得点とする。1つでも下位の評価となった場合には、その中の最下位の列の得点とする。なお、3年間分をそれぞれ評価し、その中で最も低い得点を財務状況の得点とする。

3. 第二次（プレゼンテーション・ヒアリング）審査の進め方

第二次（プレゼンテーション・ヒアリング）審査は、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容の的確性・実効性について、審査会が評価を行う。

(1) 審査項目

	審査項目及び配点	審査事項
1	提案内容の的確性・実効性（300点満点） ※審査員一人につき50点満点）	① 提案内容が的確性・実効性を有したものであるか ② 提案書の内容と合致した説明となっているか ③ 説明の手法・ヒアリングへの対応は適切であるか

(2) 審査方法

第一次審査通過者からプレゼンテーションを受け、あわせてヒアリングを行った上で、審査委員会において審査する。審査に当たっては、審査委員会の各委員が「審査基準」に基づき採点し（300点満点（審査員一人につき、50点満点））、第一次審査の得点と第二次審査の得点を合わせた合計点の高い順にランク付けを行い、最適受託候補者及び次席者を選定する。

なお、同点の場合でランク付けを明確にする必要がある場合は、審査員の投票で決する。投票においても同数の場合は、委員長により決する。

(3) 評価基準書

審査項目	審査事項	評価及び得点				
		A とても良い	B 良い	C 概ね妥当	D やや不十分	E 不十分
1	①	30点	22.5点	15点	7.5点	0点
	②	10点	7.5点	5点	2.5点	0点
	③	10点	7.5点	5点	2.5点	0点